

## 平成30年度食品安全委員会が自ら行う 食品健康影響評価の案件候補について（案）

### I 募集の経過

平成30年度は、前年度からの企画等専門調査会における議論を踏まえ、応募方法の見直しを行い、ホームページによる外部募集、専門委員への要請等の既存の取組に加え、地方公共団体の食品安全担当職員への要請等を行った。

その結果、8件の提案があったところである。

### II 案件候補の整理

提案のあった8件について、案件候補を絞り込むために表形式で整理した（資料3-6）。

（案件候補）

- メチル水銀
- アニサキス
- 魚・魚加工品中のヒスタミン
- ウリ科野菜の中毒の危険性（ククルビタシン）
- PFOA、PFOS（パーフルオロ化合物）
- ダイオキシンのTDIの改訂に関する評価
- 食品への放射線照射
- マイクロプラスチック

（内訳）

- ① 食の安全ダイヤル、食品安全モニター等：1件
- ② 外部募集：2件
- ③ 委員、専門委員、専門参考人、委員会事務局等：5件

### Ⅲ 検討に際しての考え方

案件候補の選定基準（資料3－2参照）を踏まえると、下記のA～Cに該当するものについては、今回の自ら評価の対象ではないと考えられる。

- A 現在評価中又は評価済みのもの
- B 食品の問題ではないもの（環境汚染物質等）
- C リスク評価の問題ではないもの（表示、監視・指導等の制度や、摂取態様・使用方法に関するもの）

案件候補の選定基準（資料3－2）

- （1）健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること
- （2）健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること